

# 処 分 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項：第12条
処 分 の 概 要：特定金属くず買受業の停止命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：